



南砺市新生児等聴覚検査費用助成事業委託契約書

南砺市新生児等聴覚検査費用助成事業（以下「事業」という。）の実施について、「南砺市新生児等聴覚検査費用助成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、南砺市（以下「委託者」という。）と公益社団法人富山県医師会（以下「受託者」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

この場合において、受託者は、委託者が実施する事業に協力する旨を承諾し、かつ、本契約の締結についての権限を受託者に委任した協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）の代理人として契約するものとする。

（目的）

第1条 委託者は、新生児等の聴覚異常の早期発見・早期療育を図るため、県内に所在する医療機関において新生児等聴覚検査（以下「検査」という。）を受けることを希望したものに対して、検査費用を助成するものとする。

（対象者）

第2条 この事業の対象者は、委託者の発行する南砺市新生児等聴覚検査受診票（以下「受診票」という。）を協力医療機関に提出して検査を求めた市内に住所を有するものが出産した生後6か月以内の乳児（以下「対象新生児等」という。）に限るものとする。

（対象検査）

第3条 この事業の対象となる検査は、対象新生児等に対して初めて実施する検査であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）
- (2) 聴性脳幹反応検査（ABR）
- (3) 耳音響放射検査（OAE）

2 前項の規定する検査の結果に係る確認検査は事業の対象としない。

（委託業務）

第4条 委託者は、事業の一部を協力医療機関に委託し、協力医療機関はこれを受託するものとする。

2 前項の規定に基づき委託者が助成対象とする協力医療機関が行う業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象新生児等の確認
- (2) 検査の実施
- (3) 受診票への必要事項の記載
- (4) その他検査業務を行うために必要なこと。

（委託料）

第5条 協力医療機関は、委託業務を実施した月の翌月10日までに、南砺市新生児等聴覚検査費用請求書に受診票を添えて、委託者に対し委託料の請求を行うものとする。

2 委託者は前項の規定による請求があった時は、その内容を審査し、適当と認める時は、速やかに委託料を協力医療機関に支払うものとする。

3 前項の規定による委託料の額は、検査費用の全額とする。

(第三者に対する損害賠償責任)

第6条 委託業務の執行によって第三者が受けた損害の賠償については、協力医療機関は、自らの責任において解決しなければならない。ただし、協力医療機関に故意又は過失がない場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 協力医療機関は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。

(閲覧及び説明)

第8条 委託者は、必要があるときは、協力医療機関の了承を得て関係書類を閲覧し、又は説明若しくは報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 受託者及び協力医療機関は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 受託者及び協力医療機関は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(解除等)

第11条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 協力医療機関がこの契約に違反したとき。
- (2) 協力医療機関の委託業務の実施が不相当と委託者が認めたとき。
- (3) 協力医療機関がこの契約を履行することができないと委託者が認めたとき。

(協議事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

(契約の有効期限)

第13条 この契約の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

委託者 富山県南砺市荒木 1550番地
南砺市長 田中幹夫



受託者 新生児等聴覚検査に協力する旨を
受託者に委任状にて示した医療機関の
代理として
富山市蛭川 336番地
公益社団法人 富山県医師会
会長 馬瀬大助